**住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書**

令和　　年　　月　　日

岩国市長　様

※自署された場合は押印不要です。

納税義務者　住　所

氏　名

個人（法人）番号

電　話

　地方税法附則第15条の９第１項に規定する耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額を受けたいので、岩国市税条例附則第10条の３第８項の規定に基づき、添付書類を添えて申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋の内訳 | 所在地 | 岩国市 | 家屋番号 | 　　　 |
| 構　造 | 木造　　その他（　　　　　　　） | 種　類 |  |
| 床面積 | 　　　　　　　　　㎡　 |
| 建築年月日 | 年　　月　　日 | 登記年月日 | 年　　月　　日 |
| 改修工事内訳 | 費　用 | 全体工事費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内、耐震改修工事費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 工事完了日 | 　　年　　月　　日 |  |
| 本申告書を工事完了日から３ヶ月以内に提出できなかった理由 | ※工事完了日から３ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合のみ記入 |
| 備　　　　考 |  |
|  |
| 添付書類 | ①　耐震基準に適合した工事であることの証明書(建築士･指定確認検査機関等で発行)②　領収証の写し（改修工事費用を確認できるもの）1. 改修工事の明細書の写し（見積書）
2. 改修工事箇所の平面図･立面図
3. 工事写真(改修前・改修後)
4. 長期優良住宅認定通知書（改修工事が行われたことで認定長期優良住宅に該当することになったもののみ）
 |
|  |  | 入　力 |  |

※　本様式は、A4両面で印刷してください。

※　本申告書裏面を必ずお読みください。

**住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書について**

　令和８年３月31日までに一定の要件を満たす耐震改修をした住宅（家屋）を対象に、固定資産税を減額します。要件によっては、該当しないことがあります。事前に課税課にご相談ください。

１　減額を受けるための要件

（１）昭和57年１月１日以前に建てられた住宅であること。

（２）現行の耐震基準に適合する住宅であること。

（３）当該改修工事に要する費用が１戸当たり50万円を超えるものであること。

（４）工事完了の日が令和８年３月31日までのものであること。

（５）これまでに、この減額申告を行っていない住宅であること（適用は1度限り）。

※　耐震改修とは直接関係ない工事費用は対象工事費に含まれません。
　　また、省エネ改修やバリアフリー改修など、同一年度内に他の固定資産税減額
　　制度の併用はできません。

２　減額となる税額

改修家屋に係る固定資産税の１/２（対象となる床面積は１戸あたり120㎡まで）。

　（平成29年４月１日～令和８年３月31日までの間に耐震改修が行われ、
　認定長期優良住宅に該当することとなったものについては２/３）

３　減額となる期間

改修工事が完了した年の翌年度分

４　手続き

　　「住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、自署または記名押印のうえ、各添付書類（申告書下段に記載）を添えて、工事完了日から**３ヶ月以内**に課税課へ申告してください。

５　耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行者は以下のとおりです。

1. 建築士事務所に属する建築士 ③ 登録住宅性能評価機関
2. 指定確認検査機関 ④ 岩国市役所建築指導課

証明書の発行申請には、要件の適合を確認する書類及び手数料が必要となる場合があり、発行手数料が固定資産税の軽減額を上回ることがあります。

６　住宅耐震改修工事に併せてその他の改築等を行った場合は、当該家屋の評価を見直すことがあります。その際、再評価後の評価額から固定資産税を減額することになりますが、場合によっては、減額後の固定資産税が住宅耐震改修前の固定資産税を上回ることがあります。